

2012年1月7日

所沢キャンパス学生各位

所沢総合事務センター

インフルエンザに感染した場合の取り扱いについて

インフルエンザに感染し、医師より「診断書」または「治癒証明書」（診断書より安価）を発行された場合、もしくは発熱等により「医師から自宅療養を指示された場合」、所定の手続きを行うことで、特別に配慮いたします。

手続対象：

人間科学部・スポーツ科学部・人間科学研究科・スポーツ科学研究科

取り扱い：

インフルエンザ感染（感染のおそれ）により、「授業欠席（オンデマンド授業における耳受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」について、成績評価において不利にならないように「インフルエンザに関わる欠席届」を所沢総合事務センターにて発行し、科目担当の先生にお渡しできます。

ただし、欠席の取り扱いの最終的な判断は、科目担当の先生にお任せします。

手続方法：

- ① インフルエンザ完治後に、所沢総合事務センターにて、「インフルエンザに関わる欠席届」を受取ります。（所沢総合事務センター連絡 WEB ページよりダウンロード可能）
- ② 「インフルエンザに関わる欠席届」（記入済）および「診断書」または「治癒証明書」（診断書より安価）を所沢総合事務センターに提出してください。発熱等により「医師から自宅療養を指示された場合」は、提出時にその旨申し出た上で、欠席届に医療機関受診時の領収証のコピーを添えて提出してください。
- ③ 事務所にて「インフルエンザに関わる欠席届」に受付印を押し、コピーをお渡しします。
- ④ 「インフルエンザに関わる欠席届」を必要枚数分コピーして、科目担当の先生にお渡しして、欠席等に関する取扱いを申し出ます。なお、オンデマンド授業の場合は、科目設置個所に申し出てください。

以上